

青森県公安委員会告示第 61 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による  
聴聞を行うので、同法律第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月7日

青森県公安委員会委員長

横町俊明



記

1 聴聞の期日

令和8年5月14日（木） 午前8時30分

2 聴聞の場所

青森市大字三内字丸山198番地4

青森県運転免許センター3階 聴聞室